

資格認定要領の改正等について（JR四国）

1. 運転適性検査（クレペリン・NR）の省略について

既に受検し合格した**運転適性検査（以下、運適）の有効期間内**において、**運適の合格を要する資格を新規取得または継続する際には、運適の受検を省略できる**ようになります。

については、**運適有効期間（3年後の月末）を超えないように受講者が管理**する必要があります。**有効期間を超えた場合は、資格が失効**するので

- ① 運適を必要とする資格の受講の際に、**忘れないように受検**する。
- ② 「**運転適性検査クレペリン（一般）**」、又は「**運転適性検査クレペリン・識別**」を受検する。（別途受検料が必要で、3ヶ月毎に開催します。）

等が必要となるので、注意してください。

なお、特殊運転者（軌陸）新規・継続、及び特殊運転者（MC）継続は、運適を必要とする資格で受検するようにお願いしていましたが、**今後は、講習では運適を実施しません**ので、運適を必要とする**資格を保有した者が受講**するか、別途、**運転適性検査クレペリン（一般）**又は**運転適性検査クレペリン・識別**を受検（別途受検料が必要）するようにしてください。

2. 運転適性検査（クレペリン）の受検について

- (1) 運適の有効期間を確認し、**受講者の管理**により保安講習会システムで申請の際に「**運適受講希望の有無**」を選択してください。

- ① 工事管理者等の運適を受検する必要がある場合に保安講習会システムで申請の際に「**運適受講希望**」に**チェック**を選択して受検してください。
- ② 「**運適受講希望**」は、**新規、及び継続**で**チェック**を「**無**」で**選択**できますが、「**無**」を選択した場合は、**運適の有効期限が確認できるもの（四国事務所発行の認定証等）**を添付してください。
- ③ 列車見張員等（限定）、線路閉鎖工事監督者及び保守用車工事監督者は、65歳以上の場合、1年以内に運適を受検している必要があります。

このため、**64歳の内に運適を受検**してください。

受検の機会は**高松地区（5月、8月及び2月）**、**松山地区（8月）**及び**高知地区（11月）**の列車見張員講習の際に受検できるようにします。運適の有効期間（1年後の月末）を超えないように繰上げて受検してください。受検地区は列車見張員の申込み状況により希望に添えない場合があります。

- (2) 工事管理者等の講習で運適が不合格になった場合に、工事管理者等の運適が必要な資格は一時失効します。既に保有している資格は、直近の**高松地区（5月、8月及び2月）**、**松山地区（8月）**及び**高知地区（11月）**の列車見張員講習の際に受検できるようにします。「**運転適性検査（再検査）**」を受検し合格すれば有効になります。受検地区は列車見張員の申込み状況により希望に添えない場合があります。

3. 軌道工事管理者講習について

2021.9.15以降の講習から次のように改正になりました。

- (1) 軌道工事管理者継続講習を受講する際には、同時期に開催する工事管理者継続講習を受講する必要があります。この際に、軌道工事管理者に合格し工事管理者継続が不合格の場合は、軌道工事管理者有効期間中に工事管理者新規講習のみ受講し合格すれば、両方の資格認定証を発行するようになりました。
- (2) 軌道工事管理者新規講習を受講する際には、同時期に開催する工事管理者継続又は新規講習を受講する必要がありますが、工事管理者講習合格後1年以内の場合は、軌道工事管理者新規のみを受講できるようになります。工事管理者取得後1年以内のクレペのみでの資格延伸は、廃止になります。
- (3) 軌道工事管理者新規講習と工事管理者新規講習を同時期に受講した場合は、軌道工事管理者に合格しても工事管理者が不合格の場合は、従来どおり、軌道工事管理者も不合格になります。

4. 第2号様式（受講者履歴及び技術経歴書）の作成について

- (1) 工務部長認定、又はJR他社の資格で継続講習を受講する場合を除き、継続講習の申請の際に当該資格の認定証のコピーを添付することで第2号様式は不要とします。
- (2) 本人確認欄は、記載内容を受講者本人が確認して、自署サインして押印してください。
- (3) 工事管理者等の技術経歴を必要とする新規講習を受講する場合に、**失効して1年未満の当該資格の認定証のコピー**を添付することで**第2号様式の作成は不要**とします。
- (4) 重機械運転者等の技術経歴を必要としない新規講習を受講する場合に、**失効して1年未満の当該資格の認定証のコピー**を添付することで**第2号様式の作成及び重機械の免許証等のコピーは不要**とします。

5. 医学適性検査の判定基準の改正について

- (1) H30.8.1以降の講習から「色覚」においては、「色神正常であること」から「赤色、青色及び黄色が識別できることを正常とする」に改正になりました。
- (2) H28.4.1以降の講習から「矯正視力の場合は、常用眼鏡による視力が各眼1.0以上のもの」が「矯正視力の場合は、常用眼鏡による視力が各眼0.7以上のもの」に改正されました。

なお、「1眼1.0以上他眼0.5以上」の基準は、裸眼の場合のみ適用となります。

6. 資格の有効期間

資格有効期間が「発行の日から3年間」から「交付の日から3年間（36ヶ月後の月末まで）」に変更になります。

交付の日は、講習開催日の最終日から起算します。

(1) 2019年度までの既発行の認定証の場合

事務処理の関係で講習開催日の概ね1ヶ月後を発行日としていました。工事管理者等でクレペリン検査の有効期限と一致していませんでした。

例 講習開催日	2017.5.25～2017.5.26 の場合
運適有効期間	2020.5.31
記載発行日	2017.7.15
資格有効期間	2020.7.14 → 2020.5.31

新規取得の場合は、発行日まで資格は有効になりませんでした。

保安講習会システムで修正していますので、有効期間を確認してください。

(2) 2020年度以降発行の認定証の場合

原則として、講習開催日の最終日を起算日として資格有効期間を算出します。工事管理者など、クレペリン検査の有効期限と一致します。

講習開催日	2020.5.25～2020.5.26 の場合
運適有効期間	2023.5.31
資格有効期間	2023.5.31 一致

新規取得の場合には、交付の日（認定証を受領した日）から資格は有効になります。

7. 列車見張員の新規の場合の実務経歴

列車見張員の新規取得について、「1年以上の実務経歴」から「6ヶ月以上の実務経歴」に短縮されました。

8. 列車見張員（限定）新規1日コースの新設

列車見張員（限定）新規の取得について、過去1年以内に列車見張員（限定）の資格を有した者又は、過去1年以内に列車見張員資格を有し満65歳を超えて列車見張員（限定）を受検する者は、講習会の標準指導日数を1.0日に短縮することができるようになりました。

列車見張員(限定)継続講習で不合格になった場合や更新講習の受講を忘れた場合に、失効後1年以内であれば列車見張員(限定)新規1日コースが受講できます。列車見張員(限定)新規1日コースは、松山地区及び高知地区でも開催しますが、松山地区及び高知地区の列車見張員（新規、継続及び更新）の受講者が多い場合は、高松地区で受講をお願いする場合があります。

9. 列車見張員及び列車見張員（限定）の合格基準

列車見張員等及び列車見張員等の実地試験（ダイヤの見方）の合格判定が 100%から 90%以上になります。

10. 保守用車工事監督者の新規の受講条件

保守用車工事監督者新規の受講条件が、「軌道工事管理者として6年以上の実務経歴」から「工事管理者又は軌道工事管理者として6年以上の実務経歴」に変更になります。

11. 列車見張員等(限定)の受講について

列車見張員等(限定)の受講機会は2月の高松地区に限られていました。松山地区（8月）、高知地区（11月）及び高松地区（5月、8月及び11月）の列車見張員等講習に合わせて列車見張員等(限定)の継続・更新講習を受講できるようにします。ただし、各地区とも、列車見張員等（新規、継続及び更新）の受講者を優先しますので他の地区で受講をお願いする場合があります。

1 2. 安全教育（10 条教育）について

安全教育（10 条教育）は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（H13.12 国土交通省令第 151 号）第 10 条（係員の教育及び訓練等）に基づく教育及び訓練です。

JR 四国工務部より日本鉄道施設協会に、平成 23 年度実施のものから、JR 四国管内で業務を行う工事従事者の安全教育（10 条教育）の委嘱を受けました。工事従事者のうち、下記係員については、過去概ね 1 年毎に「安全教育（10 条教育）」を毎年受講していなければ、当該係員として従事できなくなります。

1. 「列車等の運転に直接関係する作業を行う係員」
 - 線路閉鎖工事監督者
 - 保守用車工事監督者
 - 踏切警備員
2. 「施設及び車両の保守その他これに類する作業を行う係員」
 - 工事管理者
 - 軌道工事管理者

日本鉄道施設協会で安全教育（10 条教育）を受講した場合、工事管理者等資格認定証に「10 条教育受講済み」等の押印を行い、監督員等が容易に受講確認できるようになります。

受講の確認の方法の例

- ① 工事管理者等の継続取得者の場合
 - H27 年度中に 10 条教育を受講していることを確認して、H28 年度に工事管理者等として従事できる。
 - H28 年度にも 10 条教育を受講していることを確認できることが望ましいが、毎年受講を義務付けているため確認は必要に応じて行う。
- ② 工事管理者等の新規取得者の場合
 - H28 年度に 10 条教育を受講していることを確認して以降に、H28 年度に工事管理者等として従事できる。